

男鹿市規則第 7 号

男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則
の一部を改正する規則

男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則（令和 2 年男鹿市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年男鹿市条例第 21 号）附則第 2 項の規則で定める日は、 <u>令和 5 年 5 月 7 日</u> とする。	男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年男鹿市条例第 21 号）附則第 2 項の規則で定める日は、 <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> とする。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。